

真駒内幼稚園 同窓会 会則

(名 称)

第1条 この会は真駒内幼稚園同窓会という。

(目 的)

第2条 この会は卒園生の母校としての思い出をながく保持すると共に、会員相互の友情と親睦を深め、後輩の幸福をはかることを目的とし、合わせて真駒内幼稚園の発展に寄与するものである。

(事 業)

第3条 この会は次の事業を行う。

- (1) 会誌の発行
- (2) 同窓会の開催並びに講演会の開催
- (3) その他、この会の目的に沿う事業

(会 員)

第4条 この会は真駒内幼稚園の卒園生が中心となり、その他職員または真駒内幼稚園の振興に心をよせる人々によってつくられる。

(役 員)

第5条 会員の中から次の役員を選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 若干名（うち常任幹事若干名を含む）
- (5) 監 事 2名

(任 期)

第6条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(会 議)

第7条 この会に三役会と常任幹事会を置く。

- (1) 三役会は会長、副会長、幹事長をもって組織する。

- (2) 三役会は会長が召集する。
- (3) この会の業務は三役会で決定する。
- (4) 常任幹事は幹事の中より選出する。
- (5) この会の執行は常任幹事会が行う。
- (6) 幹事会は幹事長、幹事をもって組織する。
- (7) 幹事会は幹事長が召集する。

第8条 次の各号に掲げる事項については会長はあらかじめ常任幹事会の見
聴取の上それぞれ提案する。

- (1) 予算及び運用財産中の積立金の処分
- (2) 会則の変更
- (3) その他この会の業務に関する重要事項で役員会において必要と認
めるもの

(総 会)

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画
- (3) 予算、決算
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要と認める事項

(会 計)

第11条 この会の経費は予算の定めるところにより次の費用で運営する。

- (1) 維持費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付 則)

- (1) この会則は昭和47年4月1日より実施する。
- (2) この会は卒園児が現在幼少のため当分の間卒園児の父母が中心と
なり会の育成発展にあたるものとする。
- (3) その他必要な事項は会長が役員会にはかって決定する。